

つなげよう、育てよう、活かそう“さくらおろち湖”

尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会 第11回委員会

資料—1

尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会規約改正

令和5年2月15日

尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会事務局

1. 尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会規約改正

- 1) 第4条(組織等)の別表を変更(「NPO 法人さくらおろち 理事長」の追加)する。

《概要》

尾原ダム水源地域ビジョンを中核的な立場で推進する「NPO 法人さくらおろち」を推進委員会のメンバーとして追加することとしたもの。

- 2) 第7条(事務局)の所属名を変更(奥出雲町「商工観光課」から「まちづくり産業課」に変更)する。

《概要》

奥出雲町の組織改編に伴い、修正するものである。

尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、尾原ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図るための行動計画である「尾原ダム水源地域ビジョン」（以下「水源地域ビジョン」という。）の推進と関係組織相互の協働・連携・支援等を図ることを目的とする。

(内 容)

第3条 委員会は、以下の項目について実施するものとする。

- (1) 水源地域ビジョンの推進にかかる事項の検討
- (2) プロジェクトの実施内容のフォローアップ
- (3) プロジェクト実施のための関係組織相互の連携・調整・支援
- (4) 水源地域ビジョンの策定・改定
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第4条 委員会の委員は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長が委嘱する。

- 2 委員は、別表に掲げる所属及び役職のとおりとする。
- 3 委員会には、委員の互選によって委員長をおく。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員の任期は特に設けないものとする。
- 6 委員会は必要に応じて検討会や懇談会等を設け、意見・提案を受けることができる。

(議 事)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長をつとめる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。但し、代理出席を認めるものとする。

(公 開)

第6条 委員会は、原則として公開とする。

- 2 委員会に提出された資料は、原則として公開とする。
但し、個人情報を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所尾原ダム管理支所及び雲南市政企画部地域振興課、奥出雲町商工観光まちづくり産業課、島根県雲南県土整備事務所、特定非営利活動法人さくらおろちにおく。

但し、所管部署の組織が変更になった場合は、その業務を継承した部署が担うものとする。

- 2 事務局は、委員長の指示を受け委員会の遂行に必要な一切の事務を行う。

(規約の改正)

第8条 本規約は、委員会の委員の合意を得て、改正することができる。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項については、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

本規約は、平成 25 年 9 月 13 日から施行する。

附 則（組織変更）

本規約は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（所属等変更）

本規約は、令和 2 年 1 月 14 日から施行する。

附 則（所属等変更）

本規約は、令和 3 年 2 月 12 日から施行する。

附 則（内容追加、氏名削除）

本規約は、令和 4 年 2 月 8 日から施行する。

附 則（所属変更、委員追加）

本規約は、令和 5 年 月 日から施行する。

■別表 尾原ダム水源地域ビジョン推進委員会 委員

（敬称略）

所 属	役 職	備 考
島根大学 教育学部	教授	
温泉地区地域自主組織「ダム湖の郷」	会長	
NPO 法人奥出雲布勢の郷	理事長	
とんぼの会	会長	
<u>NPO 法人さくらおろち</u>	<u>理事長</u>	
雲南市	雲南市長	
奥出雲町	奥出雲町長	
島根県 土木部 斐伊川神戸川対策課	斐伊川神戸川対策課長	
島根県 雲南県土整備事務所	雲南県土整備事務所長	
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所	出雲河川事務所長	